日程第3 議案第5号 加美町東日本大震災復興基金条例の制定について

- ○議長(一條 光君) 日程第3、議案第5号加美町東日本大震災復興基金条例の制定について を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。町長。
- ○町長(猪股洋文君) 議案第5号加美町東日本大震災復興基金条例の制定についてご説明申し上げます。

東日本大震災による特定被災区域の自治体に対して、復興事業に自由に使える復興基金を設けるための原資として国では第2次補正予算に約2,000億円上積みをし、被災9県へ特別交付税で配分をしております。これを受けて宮城県では各市町村に東日本大震災復興基金交付金として交付を行い、加美町には1億2,037万3,000円が交付されております。この東日本大震災復興基金交付金を原資といたしまして、基金に積み立てた上で平成24年度から平成33年度までの期間に防災対策や地域コミュニティーの支援、地域産業の振興などに活用していくため、加美町東日本大震災復興基金条例を制定するものでございます。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(一條 光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町東日本大震災復興基金条例の制定についての採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。よって、議案第5号加美町東日本大震災復興 基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第6号 加美町人材育成基金条例の制定について

○議長(一條 光君) 日程第4、議案第6号加美町人材育成基金条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第6号加美町人材育成基金条例の制定についてご説明申し上げます。

加美町過疎地域自立促進計画で平成22年度から平成27年度までの6カ年、6年間の計画を策 定しまして各種事業を展開しているところでございます。

本案件は、新たに過疎対策事業債の対象にソフト事業分が追加されましたことから過疎自治体が行う地域活性化基金造成事業についても過疎対策事業債の適用を受けることができるようになりましたので、これを原資として基金に積み立てを行い、人材育成の事業に活用するため加美町人材育成基金条例を制定するものでございます。

まちづくりは人づくりです。先進地に学ぶことも重要でありますので、先進地への研修、そして地域間交流、国際交流などの事業展開を図り加美町を担う人材の育成を図ってまいりたいと考えております。今回提案します3月補正予算に過疎対策事業債を原資として5,000万円の基金積み立てを計上しております。平成24年度から、この基金を活用した人材育成に関する事業を展開してまいります。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(一條 光君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。
- ○18番(伊藤由子君) 先日の説明で海外への視察研修、ドイツ等に派遣するというお話でした が、平成24年度はいつから始めて、毎年これは行うものなのかどうか伺います。
- ○議長(一條 光君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) それは予算審議の中でお答えさせていただきたいと思います。
- ○議長(一條 光君) よろしいですか。関連しています。

ほかに質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしといたします。これにて質疑を 終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号加美町人材育成基金条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。よって、議案第6号加美町人材育成基金条例 の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第7号 加美町企業支援基金条例の制定について

○議長(一條 光君) 日程第5、議案第7号加美町企業支援基金条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第7号加美町企業支援基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案件につきましても、第6号議案の人材育成基金と同様に過疎対策事業債を原資として町 民の雇用機会の拡大と雇用環境及び生活の安定向上を目的とした基金を積み立てるため、加美 町企業支援基金条例を制定するものでございます。

基金を活用したい事業としまして、新たに業を起こす人に対する支援として創業者助成金交付事業と、これまでの誘致企業に対する新規雇用促進奨励金や既存企業に対する学卒者雇用奨励金の交付事業を実施するものであります。企業支援基金につきましても、今回提案します3月補正予算に過疎対策事業債を原資として5,000万円の基金積み立てを計上し、平成24年度からこの基金を活用した事業を進めてまいります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(一條 光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号加美町企業支援基金条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。よって、議案第7号加美町企業支援基金条例 の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第8号 加美町地域活動支援センター条例の制定について

○議長(一條 光君) お諮りいたします。

日程第6、議案第8号加美町地域活動支援センター条例の制定についてを議題といたします 本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第8号加美町地域活動支援センター条例の制定についてご説明を申

し上げます。

障害者自立支援法におきましては、平成23年度までに従来の小規模作業所を生涯福祉サービス作業所もしくは地域活動支援センターに移行することとされております。これまでの中新田、小野田、宮崎の3地区において精神障害者を対象とした精神障害者小規模作業所を設置しておりますが、平成24年度より身体、知的、精神の3障害すべての障害者を対象とした地域活動支援センターへ移行するため、その設置について条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(一條 光君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。
- ○11番(佐藤善一君) 第5条にありますセンター利用者は町内に居住する満15歳以上の通所可能な障害者ということでありますが、これに該当する利用者は何人くらい見込んでおりますか。 まずお尋ねをします。
- ○長(一條 光君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(佐藤勇悦君) 保健福祉課長、お答えいたします。

現在まで、平成23年度までにつきましては各 3 地区にある小規模作業所は精神障害者だけの受け入れになっていました。今度の条例につきましては平成24年4月1日からは 3 障害、身体、精神、知的というふうな方々がすべて対象になるということで今回条例を上程をいたしております。それで、すべての障害者が対象になるということでございますので、現在それぞれ手帳を持っている方々の人数をお伝えしますけれども、身体障害者の手帳を持っている方については1,268名、知的の方の養育手帳を持っている方が135名、精神の手帳を持っている方が94名、この方々がすべて対象になるということでございます。以上です。

- ○議長(一條 光君) 11番佐藤善一君。
- ○11番(佐藤善一君) この障害者福祉というのは高齢者福祉とまた違って、今回のセンター利用から見ますと15歳から65歳までと50年間というライフステージがとても長いわけですよね。 そこで2条でうたっております事業内容を見ますと、収容から就労、そして自立支援、生活支援こういったトータルライフを見据えた今後ケアマネジの体制が大変重要になるかと思いますが、この辺整備されているのかどうかお尋ねします。
- ○議長(一條 光君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(佐藤勇悦君) 保健福祉課長でございます。

今おっしゃられましたすべての方々、結局15歳以上から64歳までの方々につきましてはこれ

から現在障害者自立支援法の一部改正、平成23年度12月に行われていますけれども、相談の事業を重点的にやるようにということになっていますけれども、ただ部会が詳細まで、一部改正はしたものの本来であれば障害者自立支援法すべてなくして新しい法律にという形で動いていますけれども、一部改正ということで国が動いております。ですから、詳細につきましてはまだ国の方でも方針は立てていませんけれども、加美町といたしましては作業所、これは大人の方は余り利用しないんですけれども、大人の人たちへの後方支援、相談事業等を充実しながら障害者のサービスとかの方に重点的に重きを置いていこうとに思いますけれども、国の施策がまだ固まっていない状況ですので、それについては平成25年あたりをめどに法律がまた改正されるような動きになっていますので、その法律に合わせて加美町も整備していきたいと思っております。

- ○議長(一條 光君) 11番佐藤善一君。
- ○11番(佐藤善一君) ですけれども、平成24年度から開始されるわけですよね。先ほど言いました精神障害、あるいは知的障害、または精神障害まで、こういった方々の創作活動をして就労する段階まで、そういったセンター利用するに当たっての就労支援の専門職、ジョブコーチというんでしょうか、そういった方は配置されるんでしょうか。
- ○議長(一條 光君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(佐藤勇悦君) 先ほどお話ししましたように、現在の小規模作業所3カ所に設置しております。そこでは専門職が現在配置されております。そこに精神だけの方々を受け入れていた部分を身体障害者と知的障害者もそこに通所して構わないという法律案でございます。ですから、今現在専門職としてその精神の方々の利用しているところには配置していますけれども、それに知的と身体が今度加わるということになりますけれども、まだ申し込みにつきましては精神以外の方々についてはまだ申し込まれていないという状況、4月1日からですので、そこから募集になるということですけれども、身体障害者、知的障害者については今の福祉会館の福祉課の隣にある莱夢、パン屋さんなんですけれども、あとは広原にあるクローバーハウス、そこで活動しておりますので、今度の小規模作業所の方に来る人数は余り多くはないだろうというふうには見ておりますけれども、これは受付けしてみないとわからないんですけれども、そちらの方で就業をしておりますので、現在の体制、精神障害者を中心にした現在の小規模作業所の体制をそのまま移行したいと思っております。以上です。
- ○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。
- ○18番(伊藤由子君) 今のジョブコーチはいるのかという質問もありましたが、クローバーハ

ウスにたびたび行っているわけなんですが、設備とか空間、施設の広さとか見るとこれにそんなに増えるわけはないとおっしゃいますが、スタッフ的にも施設的にも大丈夫なのかどうか、この三つの支援センターについても大丈夫なのかどうかを伺います。それから通所可能な者とありますが、これは全部送迎をしていただいた上での通所可能な者という意味ですよね。

- ○議長(一條 光君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(佐藤勇悦君) 保健福祉課長、お答えします。

先ほどのクローバーハウスにつきましては加美町の社協の方に委託しておりますので、人員 的には社協の方で整っております。

あと今度の小規模作業所から地域活動支援センターに名称を変えるわけでございますけれど も、現在3地区、3カ所とも定数10人に対して通所されている方が4名から多くて6名になっ ております。それでこれはあくまでも通所可能ということにつきましてはその場所に来られる 方、ですから家族の方が作業所まで送ってこられる方もおります。ただ、町として送迎の手段 はとっていないということです。以上です。

○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町地域活動支援センター条例の制定についての採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。よって、議案第8号加美町地域活動支援センター条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第9号 加美町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄 に関する条例の制定について

○議長(一條 光君) 日程第7、議案第9号加美町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る 権利の放棄に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第9号加美町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄 に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。 東日本大震災により被害を受け過大な債務を負っている中小企業者等が事業の再生を図ろうとする場合、過大な債務を抱えたままでは新たな資金調達が困難となる二重債務問題が発生しております。政府の策定した個人債務者の私的整理に関するガイドラインを受け、宮城県では宮城県産業復興相談センターを開設し、当該相談センターにおいて再生可能と判断された中小企業者等については平成23年12月27日に設立された宮城産業復興機構投資事業有限責任組合により被災前に負っていた債務の買い取り等を行い、金融機関からの新たな資金調達を支援することとなりました。中小企業者等の債券には信用保証協会が有する旧債券も含まれ今回の二重債務問題で信用保証協会が旧債券を放棄または譲渡する場合、町は回収納付金を受け取る権利を放棄することとなります。町が権利を放棄するには、地方自治法第96条第1項第10号により、条例等特別の定めがある場合を除き議会の議決が必要となります。本条例の制定することにより当該権利の放棄が迅速に進められることで被災中小企業者等の債務負担を軽減し、一刻も早い事業再生に寄与するものであります。

お手元に資料としてその概要についての資料を配付しておりますので、参考にしていただければと思います。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(一條 光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。よって、議案第9号加美町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第10号 加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一 部改正について

○議長(一條 光君) 日程第8、議案第10号加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する

条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第10号加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部 改正について、ご説明申し上げます。

新庁舎建設について、私は昨年の町長選挙におきまして西田の町有地に木造でコンパクトに建設することを公約の大きな柱に掲げ、多くの皆様のご支持をいただき当選をさせていただきました。公約を実施に移すにあたり、その基本的な考え方やスケジュール、財政的な措置などについて整理をし、最初に議員の皆様に1月25日の議会議員全員協議会で新庁舎建設についての私の考え方をご説明させていただきました。そして、町民の皆様にも広くご説明をし、ご理解をいただきながら進めてまいりたいと考え、2月9日から29日までの間、小学校区ごとに9つの会場でまちづくりの方向性と新庁舎建設について説明をし、あわせて町政についてのご意見をいただいたところでございます。

説明会で町民の皆様からいただいたご意見等につきましては、お手元に資料を配付しておりますが、新庁舎を含めて私のまちづくりの考え方や方向性について多くの町民の皆様のご理解を賜ったものと思っているところでございます。

説明会だけではなく、町民の皆様には各種団体の会合等へご案内をいただいた中で私の考え 方をご説明し、ご意見をいただいているところでもあります。

こうした町民の皆様へのご説明を通じて一定のご理解をいただいたものと考え、今回一昨年 5月の臨時議会において新庁舎の位置を矢越とする条例改正がなされておりますが、これを西 田の現庁舎西側の町有地に改正するものであります。新庁舎の位置については西田か矢越かと いう選択としてではなく、加美町のまちづくりをどうするかという視点が非常に大事でありま す。

私は、中新田、小野田、宮崎の3地区がそれぞれの個性、特性を大切にしながらまちづくりを進める三極自立を提唱し、地域の均衡ある発展を目指すことが真に豊かな加美町の創造につながるものと訴えてまいりました。中新田、小野田、宮崎、それぞれの地域が本庁、支所を核としてそれぞれの歴史、文化、特色を生かしながら魅力のある安心して住み続けることのできる持続可能な地域づくりを進めていくということを基本にまちづくりを進めていくものであります。

また、庁舎の位置については、これまでいろいろ議論がなされてまいりました。その中で、条例で設置された加美町新庁舎建設検討委員会から平成18年3月に出された答申が原点であると考えています。これは議会や公共的団体、町民、一般町民で構成し、議論を重ねられた末に出され

た答申で、まさに私が掲げる町民との協働により導かれたものであります。

現庁舎の西側の町有地は中心商店街に隣接しており、1.7~クタールを超える面積を有し、 隣にはさわざくら公園が整備されていて自然環境の面でも大変優れているところでございます。 この場所に、地元木材を使った地産地消の新庁舎を整備することができれば、自然との共生の 理念に基づく人と自然に優しいまちづくりのシンボルとして町内外に発信することができます。 木造で建設をするということは、町内の森林資源を活用していくことが林業面からの地域の活 性化につながっていくものと考えております。構造上や防災面での制約がありますが、専門家 の意見を聞きながらできるだけ地元の木材を活用してまいりたいと考えているところでござい ます。

なお、平成22年5月21日に議決され同24日に交付された加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例は、規則で定める日から施行することとされております。現時点におきましては未施行でありますので、今回の条例改正はこの一部改正条例について役場の位置を矢越から西田の現庁舎西側の町有地に改正するものでございます。

矢越の町有地につきましては、この条例改正が大前提となりますが、町民の雇用を生み出す場所として企業誘致を積極的に進めてまいりたいと考えております。

議員各位の特段のご理解を賜りよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(一條 光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。質疑はございませんか。17番高橋源吉君。

○17番(高橋源吉君) 今回の改正案、一昨年から3回目ということで、議場内ではほぼ議論は 尽くされてきた部分は多いのかなと思うんですが、ただ今回猪股町長のお話の中で、6カ月前 の選挙から一極集中から三極自立へということで、どのように事が変わっていくのかと、それ を見据えてからまた庁舎を考えると受けとめてまいってきたわけでありますけれども、その中 で三極自立、基本的なものは支所機能を現在よりも充実していく、とりあえず職員を1名増員、 あるいは○Bを増員していくというお考えは承りました。

しかしながらまだ、今後の三極自立というものを言葉そのままで受け取るのであれば、まだまだやっていかなければならないことはいっぱいあると思います。町長が言われるNPOを初めとするそういった団体等でまちづくりを進めていくということも分かるんでありますけれども、現時点ではなかなか先が分からない部分がいっぱいあります。そしてまた、どこかの、小野田地区の説明会の中でも今の小野田の支所、あるいは宮崎の支所、確かに昨年耐震補強いたしました。

ということで今日の午前中の尾形議員の質問の中にもありましたけれども、これから先どの程度使用に耐え得るものかと。町長のお答えの中では少なくても10年はというお話がありました。確かに私もそのとおりだと思います。10年間ぐらいは絶対大丈夫だろうというふうに思うんでありますが、ただ10年後支所を新たにつくるということは本当に難しい話だと思います。その時点では、どこかの場所に窓口業務だけになってしまうのではないかということは危惧されます。もちろん町長だけではなくて我々ももしかしたらそうなるのかなという思いはいっぱい持っていますので、そういった場合にやはり小野田地区、宮崎地区の方々の利便性あるいは思い、町の一体化の醸成ということを考えると必ずしも西田の地が最適というふうには私は思えないんですね。どのように考えても思えない。その辺でもう少し、先ほどの午前中の尾形議員の質問に対する答弁の続きといいますか、10年後、せいぜい10年後くらいは我々でも考えられるかなと思うので、その辺の町長のお考えをまずお聞かせ願いたいと思います。

- ○議長(一條 光君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 10年後、今の両支所が使用に耐えられなくなるというふうな状況を前提としてのお話しでありますが、やはりそうなった場合に恐らくは新たに一定の規模の支所庁舎を建てるということは財政的にも厳しいだろうという気はしております。そうした場合に基本は支所のサービスを低下させないということでありますから、10年間という期間、この間にきちっと地域で支えていく仕組みをつくっていくということが、これも私は非常に重要なことだと思っております。また、箱物に関していえば、例えば小野田の場合には福祉センターというものがございます。これはかなり新しい建物ですしスペース的にも十分ありますから、これは決めていることではありませんけれども、例えばそういったところに小野田の支所の窓口を置くということもこれは考え得ることだと思っております。

いずれにいたしましてもできるだけ新たな箱物、そういった意味のですね、そういうものは造らずに既存の建物をいかに有効活用していくかということ、それは今現在も10年後も姿勢としては変えるべきではないというふうに思っております。ただ、大事なことは午前中にもお話ししたようにNPO等育成して地域を支援していくことのできる仕組みを、これは作っていくということ、これが最も重要なことだと、そして官民一体となって地域を支えていくというふうな地域づくりをしてまいりたいと考えております。

- ○議長(一條 光君) 17番高橋源吉君。
- ○17番(高橋源吉君) ただいまの町長のお話はこれまでにも何回か、福祉センターというお話はなかったかもしれませんけれども、NPOとかまちづくりを考えていくというお話はこれま

で何度も承った次第でございますが、確かに考え方はそれでもいいのかなと思うんですが、現在の実情としてそれがなかなか現実として見えてきませんよね。この時点でこうですからああですからと言っても、具体性がない時点で趣旨はこうなんだよということを言われてもなかなかそうですかと言いかねる部分があるわけであります。

小野田地区、宮崎地区の町民の不安を払拭するまでには、まだ至っていないような気がするんですが。それでちょっと話変わりますけれども、これまでの例えば地域審議会ありますよね、小野田地区、宮崎地区の。その場での話はこれまで3回から4回くらい答申されてきまして町長もご存じかと思うんですけれども、決して西田の地ということを言っていたことは私はなかったような気がするんですね。ちなみに今年も地域審議会行われておりまして、私もその中の一人なんですけれども、今月19日に答申を町長にさせていただくわけでありますが、庁舎のことも一部触れられております。本来であれば19日に答申の際に申し上げるところでございますけれども、議案審議が本日になってしまいましたので、あえて庁舎の件だけについてここでお知らせを申し上げますと、小野田地区においてはいろんな防災面とか考えますと矢越が適当だということを全会一致で書かせていただくことになっておりますので、その点も重々ご理解をいただきたいなと思います。

これまでの地域審議会の経過についてもしご承知であれば、その辺の見解について町長のお考えを、どういうふうに地域審議会というものを受けとめているかお答えをいただきたいと思います。

- ○議長(一條 光君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 地域審議会に関しましてはどうしても地域ごと、旧3町ごとに開催されますので、町全体といいますよりどうしてもその地域中心に話し合いが進むんだろうというふうに思っております。そんなことも委員の方にも実際お聞きをしております。これはいたし方のないことだというふうに思っております。

いずれにいたしましても新年度、現在の平成23年度予算は私がつくった予算ではございません。 私は本来、この選挙は6月にあることになっていたわけですから、本来骨格予算をつくるべきだったんだろうと。しかしながらこれは1年間の予算がつくられましたので、今年度予算に関しましては前町長がおつくりになった予算に沿って事業を進めているところであります。平成24年度新年度予算が初めて私の思いが、あるいは私の公約を実行するための予算でございます。この中に、町民提案型予算とかあるいは人材育成をするための町民活動支援講座とかこういったことを上程しておりますから、これから住民自治を進めるための具体的な動きが見えてくるのだろうと いうふうに思っておりますから、もうしばらくお時間をいただければ姿がだんだんに出てくるのかということを私も期待しているところであります。

- ○議長(一條 光君) 17番高橋源吉君。
- ○17番(高橋源吉君) 町長の答弁の中では地域審議会のことには余り触れられなかったようですけれども、合併時点において地域審議会というものを均衡ある発展を保つために10年間置くということになっておりますので、その辺も十分ご理解をいただかないとなかなか町は一つになっていかないんじゃないかと、このまま庁舎の件を、やれ西田だ、やれ矢越だと続けていくのも果たしてどうなのかと私は思っている次第でございますが、その辺、これから庁舎の件について仮の話というのはできないかもしれませんけれども、何かまだ西田ということに対して理解するのにはまだまだ私は難しいのかなと思っているので、これだけはということを一言おつけ加えをいただければと思います。これから、これがあるから絶対西田なんだということがあればお願いします。
- ○議長(一條 光君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 地域審議会については、合併から10年間、これを各地域のご意見を賜るということで開催をされておることは承知をしておりますし、内容についてもお聞きをしているところであります。

庁舎建設に関しては私は何度も申し上げております。適地適所がございます。私は西田は庁舎 用地として適している、矢越は工業用地として適しているというふうに考えています。

○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

まず原案に反対者の討論を許可いたします。10番一條 寛君。

○10番(一條 寛君) (一條 寛君) ただいま上程されております条例に対し反対の立場から 討論を行います。

反対の理由の一つは、町長は今回の庁舎位置の変更条例の提案理由を町長選挙での公約であり、多数の支持を得たからと言われております。しかし私は、町長選挙において庁舎位置の争点下において町長のとられた選挙戦術、手法に多くの疑問を感じます。ゆえに、町長選挙の結果だけをもって庁舎の位置は西田が民意だということにも疑問を感じます。

2点目には、合併の精神に反するとして西田への建設に反対している住民に対し、町長は説得工作を行った形跡がありません。さらに住民の間には西田建設への根強い反対意見があると

感ずるからであります。

3点目には、加美町は合併の町であります。合併の町においては町民の融和と一体感が何よりも大切と私は考えます。今回の町長の計画のまま庁舎建設を行えば、町民の間の対立はますます深まり深刻な状況になりかねないと思います。それを避けるためには大胆な折衷案を考えて建設するか、または庁舎建設計画そのものを当分の間凍結し、時間をかけて民意の合意を得る努力をするしかないのではないかと思っております。

以上の理由から、今回位置条例の改正をするときではないと考えます。議員各位の賛同を何と ぞよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(一條 光君) 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。18番伊藤由子さん。
- ○18番(伊藤由子君) 賛成の立場から討論に参加いたします。まず最初に原点に立ち返って新 庁舎建設検討委員会、20人で構成されていた新庁舎建設検討委員会の答申が平成18年3月6日 に出されました。庁舎の位置については、加美町役場西側町有地、すなわち西田1番地内を適 地とします。なお、利便性を考慮し、国道347号沿線とする意見もあったことを付記しますと いう記録がありました。このときの委員長は、当時の議長であった米澤秋男議員でした。

さらに、平成22年2月2日、庁舎内の課長8人で構成された新庁舎整備検討委員会では前副町長が委員長として答申しています。ここでは、矢越と西田の比較検討結果が示されています。なぜ西田なのかの根拠がはっきりしていると言えます。ちなみに西田をこのとき選択したのは5人、矢越を選択したのは2人と記録があります。営々と町の事業に力を尽くしてきた課長、幹部職員たちの判断、ひとえに加美町の将来を考えた判断だと私は思います。

矢越の利点として挙げられているのは、一つに国道347号のバイパス路線上にあり、アクセス 上最適である。二つ目はちょっと長いので割愛しますが、用地買収、土地造成並びに農地に係る 手続等この条件をクリアすれば最善の庁舎位置と考えるとありました。

西田の利点として挙げられているのは、先ほどの検討委員会、3地区地域審議会、調査特別委員会からの答申報告の概要の意向に沿っている。二つ目には、前文省略しますが、町財政の現状を考えた場合建設を安定して進められる、用地取得費の問題も起きない。

さらに分かりやすく、利便性、まちづくり、防災拠点性、町の一体感の醸成、経済性、実現性の6項目にわたって評価、結果的に総合点1,055点、矢越が923点でした。132点の差があります。その中でも経済性、実現性、まちづくりで西田が優位でした。これは加美町の将来を考え、実務に携わってきた職員の評価として信用に値すると私は思います。公明正大に評価した歴史に残る価値ある判断だったと私は思います。

さらに、整備検討委員会の中間報告では、ちょっと長いんですが、これからのまちづくりの中で無駄を省き可能な限り必要最小限の庁舎建設を基本に行財政改革をさらに推進することによって生まれる財源を、町の一体化及び町民の福祉の向上に充てるという視点に立った選択であることを町民の皆さんに理解していただかなければならないとあります。この考え方は、等しく東日本大震災を体験した今だからこそより現実性を帯びてきていると私は思います。何を大事にしたらいいのか、シンボルですか。加美町のシンボルとしての庁舎ですか。そんなものではないと私は思います。今大事にすべきこと、そういった観点からできる限り行政のコストを抑える、抑えるためにも市街地の拡大を抑制し、既存の社会資本や空き地町有地を活用する町中居住の方向性を目指すコンパクトなまちづくりが求められています。かつてのような高度成長期はもはやあり得ません。これからは持続可能性を原則とするべきであると言われています。何よりも将来世代にツケを負わせないためです。庁舎の位置をどこにするかという問題は、単に庁舎をどこにどう建設するかというだけにとどまりません。まちづくりの考え方、姿勢と大きくかかわります。

最後、18歳のこれから大学入学を控えた青年の言葉を紹介します。先日の新庁舎建設計画変更に係る説明会に出席していました。彼は、この国の将来も危うい現在、この説明会を聞きにいって本当によかった。自然との共生とか自然再生エネルギーなどよく分かったし、まちづくりの話を聞いていてなんか希望が見えてきた、希望が持てる、そう言って喜んで帰っていって家族に伝えたそうです。そういったまちづくりの基盤となる庁舎の位置を、西田1番地内に改めることに賛成いたします。議員の皆様の賢明なるご判断をお願いいたします。

- ○議長(一條 光君) 次に原案に反対者の討論を許可いたします。2番尾形 明君。
- ○2番(尾形 明君) 私は、議案第10号に反対する者であります。その理由として3点あります。

先ほども午前中に一般質問でも大分質問したんでありますが、第1点に西田は合併した加美町 として小野田、宮崎地区に配慮した場所とは思えない。

第2点、防災拠点として考えた場合、旧中新田町はこれまでに大火、そして大洪水がいっぱい ありました。そうしたリスク分散を考えると西田はふさわしくはないのではないかと思います。

3点目、これまでの経過において、議会軽視が余りにも多いのではないか。こうした3点から して反対するものであります。議員皆様の賛同、よろしくお願いを申し上げます。

- ○議長(一條 光君) 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。6番木村哲夫君。
- ○6番(木村哲夫君) 私は議案第10号加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の 一部改に対し、賛成の立場から討論いたします。

まず、経過説明を行います。先ほどの伊藤議員と重なりますが、平成15年加美町が誕生しました。平成18年新庁舎建設検討委員会の答申があり、平成21年には役場庁舎内の新庁舎整備検討委員会が行われました。そして我々議会には平成22年3月5日、全員協議会で新庁舎整備検討委員会の報告がありました。そして4日後の3月9日、第1回定例会で佐藤町長は施政方針で矢越を表明されました。そして、同じ年5月21日、第2回臨時会において矢越採択、そして同年11月5日に住民の方々の直接請求により第5回臨時会で西田が否決、そして1年前の平成23年3月11日東日本大震災がありました。平成23年8月10日、第3回臨時会において矢越土地購入の議案が可決されました。その18日後8月28日、町長選挙で3,000票差で猪股町長が誕生いたしました。

私は、平成22年3月9日第1回定例会の一般質問で、矢越案を押しました。その理由は西田町有地の道路拡幅拡張に1億円かかる、そして町の発展を考えた場合に外に広げていく、そして町有地の活用、ただし説明責任を果たし理解を得ながら期限内に完成することを結びとして一般質問いたしました。

しかし、平成22年5月21日の第2回臨時会において矢越案に反対をいたしました。その理由は十分な説明がなく、議論も不十分であり、私は可能な限り多くの住民の方々の意見を聞きました。 賛成の方、反対の方、一人でも多く聞いて矢越案に反対いたしました。

そして、平成22年11月5日の第5回臨時会においては西田案に賛成いたしました。その理由としては、新庁舎整備検討委員会に中間報告があったことです。我々には一切その検討内容は知らされておりませんでした。その中身は先ほど伊藤由子議員が述べたものそのものであります。さらに、西田町有地の道路拡幅が今度は2億円という話が出てきました。私は当時の執行部に疑念を抱きながら、そして今後の人口の推移や経済状況、そして矢越に仮想の工業団地を計画しているということも知り、ますます矢越地区では工業団地の中に庁舎を持っていくということが分かりました。また、当初西田地区を分割ではなくあれだけの広い町有地、公園まで含めれば3.4~クタールという町有地はなかなか手に入れることはできません。そうした公園との連続性を考え西田に賛成いたしました。

そして3月11日、東日本大震災で物事の考え方が一変いたしました。亡くなった方、そして 我々生きた者、残った者が本当の意味で町民の方のために一生懸命議論をしながらいち早くつ くらなければ本庁舎は、以前に私が指摘したように町長室の裏側の東側の柱が計算どおり破壊 いたしました。これは一刻も早く職員の安全、そして町の危機管理も含めてつくらなければな りません。 さらに防災機能上の拠点としての役割を猪股町長もお話しされておりますが、さまざまなところの防災支援活動を見ますと、災害対策本部とその周辺の例えば学校や公園、そういったところにテントを張るなど総合的な防災対策本部の機能からしても西田の町有地という案は私は適切ではないかというふうに考えるようになりました。

そして、矢越の場合は現状は水田で将来周りが工業団地になっていった場合には役場があって もその周辺にそう言った避難施設や広場、空間的なものがつくれないのではなかなか防災上も機 能を果たさないという思いをいたしております。

少し時間がかかりますが、ここに議員必携あります。議員の心構えです。議員は住民全体の利益のために法令に基づいて公平に権限を行使すべき厳しい立場にあるということである。全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないということを規定している。いろいろな事業の実施や施設の設置をめぐって、地域住民や団体の利害得失が絡んで重大な決断を迫られることがある。そのような場合、一般的意思、すなわち町村全体の立場に立って判断に立つ議員として勇気を持って住民全体の利益を選ぶものである。批判、攻撃、そのものが目的ではなく、あくまでも行政を合理的に効率的に行わせることが目的である。批判や攻撃には必ずこれにかわるべき代案を持っていなければならない。執行機関の案が悪いのであれば実現性のある具体案を持たなければならない。自らも他人の厳しい批判に耐え得る覚悟を持たなければならない、住民の立場に立って実質的な審議を尽くすことが議会の使命であることを忘れてはならない。住民と行政の橋渡しをすべき議員はそうした大きな声、小さな声、声なき声、ため息すべての声を把握してこれを代表し、住民の心情をつかんでその心で物事を考えることが大事である。最後に、政治家とは常に地域の現状と問題点を考え、将来のあり方を踏まえて住民を指導すべき立場にある。主権と信念を持つことが要求され、そのために政治家に強く要求されるのが勇気と奮起である。

私は自らの考えを述べ、住民の方々の声を聞き至らなかったところは批判を受けて立つ覚悟で勇気を持って修正いたしました。平成22年5月21日第2回臨時会では合併特例債が使える平成25年3月までという、期限ぎりぎりの中で、しかも判断材料の一つである新庁舎整備検討委員会の中間報告も知らされておらず、十分な議論も検討も時間がないままの決断でした。期限内に新庁舎建設のためにはやむなく賛成した方々もおられると思います。東日本大震災で合併特例債の期限が5年間延長になりました。先の町長選挙は庁舎問題が最大争点でした。この結果を厳粛に受けとめ住民自治の原点に返り、反対のための反対ではなく町政の難局を大同団結で乗り切っていこうではありませんか。議員各位の勇気と奮起をお願いして賛成討論といたします。

○議長(一條 光君) 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。(「なし」の声あり)な

しといたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。16番伊藤 淳君。

○16番(伊藤 淳君) 私は、ただいま提出されております加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について賛成の立場から意見を申し述べるものであります。

今から118年前のことでありますが、郡制の実施に際し、明治27年1894年黒川、加美、連合郡役所の制を廃止、本郡の役所を中新田町に建置すという記録があります。加美郡役所の記録であります。折しも、関東大震災が発生した前年大正11年の統計によりますれば小野田の人口が8,463人、宮崎、4,692人、中新田が5,246人、色麻6,191人、周辺には鳴瀬、広原、賀美石と加美郡を形成するそれぞれの地域があったわけですが、そうした人口が形づくられている26年前の明治29年加美郡役所の庁舎の敷地として中新田旧舘1番囲に3反3畝10歩の地を購入し、翌30年にその地を号して90坪の庁舎を建設し上の階を議場に、階下を事務室に充用、その他倉庫6坪物置7坪及び表門、裏門など皆同時に建設し、この年にここに移り事務所開設せられたり、現在の庁舎これなりという記述があります。当時の小野田は中新田地区よりも人口が多く、色麻においてすら約1,000人近い多い人口を抱えていたにも関わらず、人が生活する日常生活圏の範囲内ではこの地域の統率を図るための最適地として西田の地区が選定されてきたという歴史的背景を、見逃すことのできない事実として一考すべきものであると私は考えます。118年も前から郡役所は中新田、かの西田の地区に建設されていたのです。

さらに、過去の都市計画の反省から国の地域政策は郊外拡散型ではなく中心市街地こそ活性化 すべきという政策に転換されて久しく、過去におけるバイパス建設は車社会においては有効なイ ンフラ整備としてその建設が推し進められてきました。しかし、このバイパス建設の初期の目的 は市街地域の交通渋滞の解消でしたが、周辺の開発というさらなる意図やもくろみがつけ加えら れ、単なる市街地拡散の起爆剤としての道路整備になってしまいました。結果、中心市街地の衰 退です。イコール町の衰退を意味します。

元来、中心市街地やその中での商店街の集積や広がりは、長い歴史の積み重ねによってその地域にふさわしい規模と質を形づくってきたはずであります。バイパスができ、新庁舎ができ、ロードサイドショップがひしめき合ったからといって地域住民の購買力が飛躍的に拡大するわけではないですし、さらににぎわいが分散化し、小さいながらも今必死で守っている中心市街地がさらに空洞化することは、近い未来、将来の町の財政にも少なからぬ影響を与えることになるはずです。

平成22年5月21日に提出された議案に対して反対した討論と同様に、私は今西田地区建設を主

張いたすものであります。さらにまた、防災拠点としての矢越地区への立地は高齢社会の今、老人と子供の交通事故が多いことは既にすべての皆さんも周知のことであります。道路事情がよいということは一たび災害が起きた場合は車両が渋滞し、それがあだとなって救助救急車両が動けなくなる現象は目に見えています。何もない平時ですら渋滞の招く状況を皆さん思い起こしていただきたいと思います。何十台、何百台が数珠つなぎになって避難路であるはずの道路がその避難を阻むことになります。防災拠点としての立地としては全くふさわしくありません。庁舎の移転のもたらす空洞化、さらに車両渋滞が引き起こす避難路確保への弊害、逃げ場のない平たん地等、矢越は負の要因が多すぎます。我々には過去からの学習や経験から二度とその轍を踏まない選択が求められていると考えます。西田は入り組んだ場所で車が入りにくいとか、古川へ行くには矢越の方が都合がいいとかいう意見もよく耳にします。全く単純明快で純粋な意見として私もよく理解できます。しかし、その便利さが一たび状況を変えたとき不便きわまりない反動で返ってくることを想像すべきです。震災が物語っています。西田の優位性は過去の幾度もの論議の中から導き出されています。私はそれを最大限尊重すべきと考えます。本庁舎の位置は西田地区を支持します。議員各位の満堂のご賛同をお願い申し上げ賛成討論といたします。

○議長(一條 光君) 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。ございませんか。 (「なし」の声あり) なしといたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。ございませんか。(「なし」の声あり)なし といたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は記名投票によって行います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。

これより、議案第10号加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についての採決を行います。

この表決は先ほど決定したとおり記名投票で採決を行います。

議場の出入り口を閉めます。

本件は地方自治法第4条第3項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の同意 を必要とする特別多数議決の採決となります。ただいまの出席議員は20名であり、その3分の 2以上は14名以上となります。

お諮りします。会議規則第31条第2項の規定により開票立会人に17番高橋源吉君、18番伊藤 由子さんを指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。よって、開票立会人に17番高橋源吉君、18番 伊藤由子さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。記名投票でありますので氏名を余白に記入の上、投票願います。氏名 のない方は無効投票となります。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。な お、投票による表決においては賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみな します。投票用紙の配付漏れはございませんか。(「なし」の声あり)配付漏れなしと認めます。 次に、投票箱の点検をいたします。

ただいまから投票を行います。自席において投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を 呼び上げますので順番に投票願います。点呼を命じます。事務局長。

○事務局長(高橋 啓君) それでは先例に基づきまして点呼をさせていただきます。

議席番号1番下山孝雄議員。

- 2番尾形 明議員。
- 3番三浦英典議員。
- 4番三浦又英議員。
- 5番髙橋聡輔議員。
- 6番木村哲夫議員。
- 7番近藤義次議員。
- 8番吉岡博道議員。
- 9番工藤清悦議員。
- 10番一條 寛議員。
- 11番佐藤善一議員。
- 12番米木正二議員。
- 13番沼田雄哉議員。
- 14番猪股信俊議員。
- 15番新田博志議員。

16番伊藤 淳議員。

17番高橋源吉議員。

18番伊藤由子議員。

19番伊藤信行議員。

20番一條議長。

○議長(一條 光君) 投票漏れはございませんか。(「なし」の声あり)投票漏れなしといた します。

開票を行います。開票立会人17番高橋源吉君、18番伊藤由子さんに開票の立ち会いをお願い いたします。

それでは投票の結果を報告をいたします。投票総数20票、賛成9票、反対11票であります。 以上のとおり、賛成者9人であり3分の2に達しておりません。よって議案第10号加美町役場 の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部改正については否決されました。

賛成の議員の指名												
_	下山	孝雄	君		三浦	又英	君		髙橋	聡輔	君	
7	木村	哲夫	君		近藤	義次	君		佐藤	善一	君	
)	米木	正二	君		伊藤	淳	君		伊藤	由子	君	
反対の議員の指名												
F	尾形	明	君		三浦	英典	君		吉岡	博道	君	
=	工藤	清悦	君		一條	寛	君		沼田	雄哉	君	
*	渚股	信俊	君		新田	博志	君		高橋	源吉	君	
ŧ	尹藤	信行	君		一條	光	君					

議場の出入り口を開きます。